

国民年金

「口座振替の「早割」がお得で便利」
国民年金保険料は忘れずに納めましょう

国民年金保険料の納め忘れはありませんか？

国民年金の「第1号被保険者（農業や自営業者、学生など）」は、月額16,590円の保険料を納めなければなりません。

保険料を納め忘れて未納のままにしてしまうと、将来受ける年金額が減額になったり、年金が受けられなくなる場合があるばかりか、万が一の事故などで障害者になつたときの障害年金や、一家の支え手が亡くなったときの遺族年金が受けられなくなる場合があります。納め忘れている方は早めに納めましょう。

保険料の納付には口座振替の

保険料を納め忘れた方には電話による納付のご案内をしています

保険料の納め忘れなどで未納となつている方に対して、日本年金機構が委託した会社が電話により保険料の納付のご案内をしています。この際、個人のプライバシーに関するについてお尋ねすることはありません。

なお、電話によるご案内は、平日だけでなく、土・日や夜間に

「早割」^{はやわり}がお得で便利ですので、ぜひご利用ください。これは、口座振替の指定日を納付期限より1カ月早めることで、1カ月当たりの保険料が50円割引になる制度です。また、一度手続きをすれば、その後は毎月の保険料が指定の預貯金口座から定期的に引き落とされるので、納め忘れの心配もありません。

この「早割」制度を希望される方は、①預貯金通帳、②預貯金通帳届出印、③基礎年金番号が分かるもの（年金手帳、国民年金保険料納付書など）を持参のうえ、金融機関または年金事務所へお申し出ください。

もしています。

大事な年金の受給権を失わないために、保険料はきちんと納めましょう。

●国民年金保険料に関する問い合わせ先

・ 渋川年金事務所 国民年金課
☎0279・22・1607

「守ろうよ！
電波は大切なライフライン」

総務省では、6月1日から10日までを「電波利用環境保護周知啓発強化期間」として、電波を正しく利用していただくための周知・啓発活動及び不法無線局の取締りを強化します。

ルールを守らない不法な無線局は、テレビ・ラジオ放送、携帯電話などの身近なものから、警察・消防・救急用無線などの人命に関わる重要な無線に対して混信・妨害を与えるなど、私たちの生活や安全をおびやかします。

電波は暮らしの中で欠かせない大切なものです。安全で豊かな社会を実現するために、電波のルールはみんなで守りましょう。

●お問い合わせ先 関東総合通信局

●不法無線局による混信・妨害

☎03-6238-1939

●テレビ・ラジオの受信障がい

☎03-6238-1945

事業主のみなさまへ
「労働保険の年度更新」のお知らせ

令和4年度の労働保険の年度更新手続きは、

「6月1日(水)から7月11日(月)」までに

お願いいたします。

労働保険(労災保険及び雇用保険)の年度更新(令和3年度確定保険料、令和4年度概算保険料及び一般拠出金の申告・納付)手続きは、6月1日から7月11日までの期間に行ってください。

年度更新手続きに必要な申告関係書類は、厚生労働省から申告手続き期間に間に合うよう各事業主様へ送付されます。

当該書類がお手元に届きましたら、7月11日(月)までに申告・納付手続きを完了していただきますようお願いいたします。

手続きが遅れますと、政府が労働保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金(労働保険料・一般拠出金の10%)を課すことがありますのでご注意ください。

●お問い合わせ先 群馬労働局総務部労働保険徴収室

☎027-896-4734

または最寄りの各労働基準監督署・各公共職業安定所へ

知らぬうちに
高齢者もマルチ?!

マルチまがいの販売方法に荷担している?との相談が寄せられています。

『お茶会』『勉強会』等の誘い文句に要注意

★典型事例(郡内相談複数件より)

「お茶会するから来ない?」と近所の婦人に誘われて行くと、見知らぬ女性が仕切っていた。健康と美容の話題になり、その女性は美容液を取り出し、無添加でいい物だとしきりに言う。使ってみる?と試しに皮膚に塗布され『あら、もうこんなに肌がモチモチしてくる!』と絶賛の嵐!『人を4人、入会させれば、あなたにもメンバーが入るのよ。』と言われ、お茶会のはずが、ネットワークビジネスと化粧品品の勧誘場となっていた。人を誘う気持ちにはなれず、契約しなければ帰れないような雰囲気になり、一つ美容液を買うことにした。『会員になった方が得よ。』と簡単な会員申し込み書に個人情報を入力した。後日届いた品は、1年分位の量で15万円したが、断るとしつこく言われそうで、これ以上関わりたくなく支払った。先日も「お茶会」に誘われたが、体よく断った。買った自分が悪かったと思っているが、何か釈然としない。

★化粧品店のような常設店舗でない民家の居室・離れ家・空き事務所などで、人を招き入れ、勧誘販売する業者(勧誘員)の行為は、特定商取引法で細かく決められています。

★商品やサービスの契約をし、更に第三者を紹介加入させ、その者が同様の商品やサービスの契約をした場合、紹介者にも特定利益が得られる。その構造が下層階にも延々と続く場合、連鎖販売取引(いわゆるマルチ商法)に該当します。

★連鎖販売取引と認められない場合は、訪問販売(アポイントメントセールス)に該当します。

★「お茶会」の実態を告げずに、人を誘う事は特商法上禁止行為です。

★自らの氏名・上位勧誘者名・お茶会に誘う目的(商品の販売勧誘があること)を事前に告げる(不招請勧誘の禁止)

★特商法で定められた内容がもなく記載されている法定書面(契約書)の交付義務がある。(書面不交付・書面不備の禁止)

★実店舗でない勧誘の場合、クーリングオフ(8日間または20日間)できる事を告げて、クーリングオフの方法を記載した書面を渡すこと(書面不備・クーリングオフ妨害の禁止)

★他にも細かに勧誘者側へ要求されています。

これは、消費者が不意打ち性の高い契約をしないよう、トラブル未然防止の為に定められた勧誘者側の規則です。

★その他、決められた規定を勧誘者が怠った場合は、行政処分や罰金刑を科せられる対象です。

悪質勧誘者は知らぬ間に懐に入ってきます。

悪質勧誘者は、断れない人によく見抜きます。

悪質勧誘者は、契約を取るまでしつこいです。

急に接近してきた人、最近知り合った人からのうまい話、もうけ話には気をつけて、むやみに人を紹介したり、人を招いたりする事は十分注意してください。こんな法律知らなかったでは済まされない事態になるかもしれません。

●はつきり断る事!

一人で断れなかったら、家族や友人知人に手伝ってもらい、複数人で一丸となって「契約しません」と伝える事です。

●不安に思ったら

吾妻郡消費生活センター
☎0279・75・1166
消費者ホットライン#188

6月の星空

○星図の説明

15日午後9時の星空です。
月初めの午後10時頃、月末の午後8時頃にも同じ星空になります(「月」を除く)。
※14日が満月です。





群馬県
公式
アプリ

G-WALK+

G-WALK+ (ジーウォークプラス)は群馬県民の皆様の
日々の健康づくりをサポートするアプリです。

毎日の健康づくりの取り組みでポイントが貯まります。
貯まったポイントは抽選で特典と交換することができます。

利用料
無料

※通信料はかかります

アプリを
インストールし
初期登録

iPhone版

 App Store
からダウンロード



Android版

 Google Play
で手に入れよう



※AndroidはGooglefit、IOSはヘルスケアが必要となります。一部機種は対応していません。

ポイントを貯める

 歩く・運動

 健康記録

 食生活

貯めたポイントは
抽選で特典と交換

年に4回の
抽選のチャンス!
健康関連商品や
体験型クーポンが当たる!

